

令和6年度第2回 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険運営委員会 議事概要

日 時 場 所	令和6年12月19日(木) 午後3時30分から午後4時10分まで 鈴鹿市役所 12階 1201会議室
出席委員	運営委員会委員 12名 藤原 芳朗 委員(会長)、藤田 浩弥 委員(副会長)、 金原 耕司 委員、岡田 圭二 委員、服部 典子 委員、山本 裕一 委員、 的場 つや子 委員、小林 智子 委員、伊藤 京子 委員、藤本 高尚 委員、 尾崎 郁子 委員、手平 規矩夫 委員
事務局	事務局 14名 鈴鹿亀山地区広域連合事務局長 野呂、介護保険課長 中条、指導GL 澤谷、 認定GL 藤本、給付GL 岡田、管理GL 伊藤、西松 鈴鹿市長寿社会課長 中上、亀山市地域福祉課長 佐野 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター 古市、 亀山市基幹型地域包括支援センター 駒谷 鈴鹿第6地域包括支援センター 中島、 亀山第1地域包括支援センター 箭野、 亀山第2地域包括支援センター 坂部
傍聴人	0名

1 委員会成立の確認、会議の公開決定、議事録作成の確認

2 議事

(1) 地域包括支援センターの移転について【資料1-1・2・3】

令和7年4月1日から鈴鹿第6、亀山第1、亀山第2の3か所の地域包括支援センターについて、移転を計画している。

鈴鹿第6地域包括支援センターは、道路整備に伴い、包括支援センターが所在する施設が令和8年度に移転することから、資料1-2のとおり法人が運営する別の施設内へ移転を計画している。また、現在の施設は老朽化し雨漏りも頻発することから、早期の移転を計画している。

亀山第1地域包括支援センターは、法人が本年度末の完成予定で新たに整備している施設内に、包括支援センターのスペースも整備し、資料1-3のとおり移転を計画している。

亀山第2地域包括支援センターは、法人が養護老人ホームと特別養護老人ホームの改修工事が終わり施設内に包括支援センターの事務所を整備し、資料1-3のとおり移転を計画しており、ここには法人の本部も所在している。

3か所の包括支援センターはいずれも圏域内の移転である。また、施設整備に伴い、新たに施設内に包括支援センターの事務所を整備していただくこともあり、広域連合としては、包括支援センターは、地域の多機関と連携して業務にあたっていただく必要があるため、圏域内の理解を得た上で移転を進めるようお願いしてきた。

この度、地域包括支援センターが中心となって、基幹型包括支援センターや市の協力を得ながら、地域のまちづくり協議会や、民生委員、介護事業所などに対して説明をしていただき、

移転に関して地域の理解を得たことから、本運営委員会に諮らせていただく。

移転に関しては、特に亀山市の2か所は、現在の場所から離れた場所へ移転する。包括は広い圏域を担当していただいていることから、すべての圏域住民の方に便利であることは難しい側面もあるが、相談者が不利益にならないように配慮をお願いしている。電話で相談を受けて、来所などが困難な方には、訪問するなど、現在も対応していただいているが、より一層、速やかに対応していただくことをお願いしている。なお、移転後も電話番号の変更はない。

今回の移転により、プライバシーに配慮した相談スペースの確保や車の確保といった施設面で充実するとも聞いている。法人の施設内への移転ということから、将来にわたって包括支援センターが安定して運営できるようになるものと考えている。

包括支援センターの業務は、相談業務だけでなく、権利擁護や包括的ケアマネジメント支援といった業務もある。包括支援センターには、積極的に地域へ出向いていただき、より一層、顔の見える活動をしていただき、圏域内の住民に対して、地域包括支援センターの認知度を上げていただくことが重要であると考えている。

なお、今後の予定については、本運営委員会終了後、両市の広報と広域連合の広報やホームページでお知らせするとともに、包括支援センターからは変更届を提出していただく。

議題について委員からは意見等もなく、承認を確認、委員承認。

## (2) 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所の指定更新等について【資料2】

資料2について、以下のとおり事務局より説明。

事業所の指定更新分が9件、休止・廃止分が併せて7件、新規指定分が6件。

また、指定内容の変更が1件で、これは令和4年度に新規指定を行った定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回とする）を実施するゴールドエイジ地域巡回センター（以下、ゴールドエイジとする）が、事業所として訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型から、連携した指定訪問看護事業所が訪問看護サービスを提供する連携型へと事業形態を変更するためである。

また、資料はないが、令和4年度に選定された社会福祉法人安全福祉会のグループホームは、令和5年度に指定予定であったが、建設予定地に遺跡が発見されたことによる埋蔵文化財発掘調査の実施により、遅れが生じたことから、令和6年7月指定予定から令和7年3月に指定となる見込みである。

（藤田副会長）

定期巡回について、具体的に一体型から連携型にどのように変わったのか。

（事務局）

一体型はゴールドエイジで全て訪問介護も訪問看護も行うが、訪問看護の職員が確保できなくなったため、別で指定を受けている訪問看護の事業所と情報提携の委託契約をし、委託先の事業所が訪問看護サービスを提供する。

（藤田副会長）

具体的にはどこになるのか。

(事務局)

アルファ事業所である。一社しか提携できないということではないため、今後提携する事業所が増えるかもしれない。

(藤田副会長)

この事業所とゴールドエイジは法的に関係があるというわけではないのか。

(事務局)

直接関係はない。訪問看護のサービスが提供できなくなる中で、いくつかの事業所に提携できるか確認し、受けていただいたと聞いている。

(伊藤京子委員)

事業所新規指定の介護予防支援について、申請者は社会福祉法人いろいろ福祉会で所在地が津市になっているが、圏域の方が津市でサービスを受けるということか。

(事務局)

事業所は津市に所在しても、介護予防支援については各保険者へ申請することになる。指定を受けた後、鈴鹿市、亀山市の方へサービス提供ができる。

(山本委員)

定期巡回について、一体型から連携型に変わったことによる利用者のメリット・デメリットはあるのか。また、連携型になったが、一体型に戻る可能性はあるのか。

(事務局)

サービス提供の形態が変わるだけなので、利用者の方に提供するサービスについて変わりはない。ゴールドエイジが一体型に戻るかについては、一体型のサービスを提供できるくらいに人員が確保できれば、戻ることも可能だが、現時点では未定である。

(手平委員)

廃止・休止について7件、新規指定について6件、圏域内のトータル数の増減について問題ないか。また、廃止の理由について、人員不足とあるが、高齢者が増えていく中で、できるだけ事業所をキープしていただきたいが、事務局としてサポートシステム等はあるのか。

(事務局)

介護業界全体が人材不足となっているが、介護保険で助けるのは難しい。介護保険事業計画の中でサービス需要量を見ているため、その中で全体の状況を考えながら関係団体と協議をしてまいりたい。

(藤原会長)

高齢化が進み、国が在宅を進めていく中で、在宅サービスの担い手不足という矛盾があるが、特に居宅介護に関しては、介護保険の改定により収入面で厳しい状況になっているので、人材確保するのはなかなか難しいと思う。施設でも多くの外国人が働いているが、在宅では個別の訪問するための言葉や文化の違いから難しい面もある。かといって行政で何かできるかという限界がある。ホームヘルパー研修等に対する補助を行っても申請が上がりず、人材育成も難しいということも今年の会議でも出ていた。

(山本委員)

定期巡回は、地域住民に対し、24時間訪問介護・看護を提供できるサービスだと思うが、先ほどの説明では、ゴールドエイジに入居している方に対してはヘルパーや看護師が施設内で対応するため支障はないかと思うが、連携型になって地域の方に利点はあるのか。一体型ではゴールドエイジが介護と看護を対応するが、連携型となると、介護はゴールドエイジ、看護は別の事業所から利用者の自宅に訪問するとなると、利用者にとっては不利益になってしまうのではないかと疑問に思った。また、ゴールドエイジは地域の方に対して支援に行っているのか。

(事務局)

サービスの提供について、ゴールドエイジの入居者も、訪問介護についてはゴールドエイジが、訪問看護については連携している事業所が行っており、在宅と同じである。サービス計画については、ゴールドエイジと訪問看護の事業所が連携して作成している。また、件数は聞いていないが、在宅にもサービス提供を行っていることを確認している。

(藤田副会長)

ゴールドエイジを定期巡回の事業所として選定した際に、施設に入居している方だけにサービスの提供対象にするのではないかと危惧していたため、実際に地域の方にもサービスを提供しているのであれば、連携型の方がいいのかなと感じた。一体型は施設に入居している方だけとなるイメージがあったので、連携することで地域にサービスを提供することが本来の趣旨に合っている気がする。できればどれくらいの方にサービスを提供しているのかを知りたい。

(藤原会長)

何かの機会に件数を報告すること。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

### (3) 令和7年度指定予定地域密着型サービス事業者等の募集結果について【資料3】

資料3について、以下のとおり説明。

前回の運営委員会で報告した定期巡回及び看護小規模多機能型居宅介護について、7月20日から9月10日まで募集したが、いずれも「応募なし」の結果であった。

(藤原会長)

原因としては、どのようなことが挙げられるのか。

(事務局)

第9期計画策定時のアンケート調査により、参入の見込があると回答いただいた事業所に確認したところ、実施するだけの人員確保が難しいという意見と、実際どこまでニーズがあるのか、採算が取れるかわからないため見合わせたという意見等があった。

(藤原会長)

人員不足についてはよくわかっている話だが、もう一つの意見については、ある程度こちら側でニーズがどれくらいか調査ができれば一番良い。何らかの形でニーズがあることを伝えると事業所も少しは動いてくれるのではないかと。「応募なし」は良くないので、事業所に情報提供ができる範囲でしてほしいと思う。

(事務局)

第9期計画策定時のアンケートでニーズ調査を実施した。サービスについて、ある程度ニーズがあるという回答であったので、各事業所に情報提供をしながら意見交換をしていく。

(藤田副会長)

募集するにあたって、加算を付けていたと思うが、今も続いているのか。

(事務局)

独自加算については継続している。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

#### (4) その他

(小林委員)

亀山市の2つの地域包括支援センターについて、各団体に丁寧に説明してもらい、理解はしている。ただ、新しい場所が分かりにくいいため、できたら看板等を道路等につけてほしい。

(事務局)

看板の設置については、法的な例えば占有の関係、費用の関係もあるため、法人と相談させていただきながら、協議させていただく。

(藤原会長)

設置を求めることは難しいと思うが、委員から意見があったことを法人に伝えること。

(手平委員)

資料2の4ページについて、改善指導が3項目あったということだが、その内容を教えてほしい。

(事務局)

運営指導にて、今年度から適用された減算について、その基準を間違えており、減算をしていなかった事業所がいたため指導を行った。

予定していた事項の審議は終了。